

第2回北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会 議事録

次第2 前回の協議会指摘事項について

- (1) 協議会の傍聴者は5名までとし、募集は鎌倉市のホームページを通じて行うものとする。なお、傍聴者の協議会での発言は認めないこととする。
- (2) 協議会の委員として、学校関係者を追加する。
- (3) 協議会の議事録は、要約版とする。
- (4) 協議会の規約の施行日は、平成26年3月28日とする。

次第3 トンネルの安全点検調査結果について

- (1) トンネルの緊急仮設工事を実施する。併せて、トンネル内の道路整備も実施する。

次第4 その他

- (1) 第3回目の協議会開催は、平成26年5月1日14時から山ノ内公会堂で開催する。

以上